

## 令和2年第6回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年6月30日(火) 午後2時00分

場 所 表郷保健センター

### 2. 会議構成人員(11名)

出席農業委員(11名)

4番	小松勝恵委員	6番	橋本賢一委員
7番	樋口幹夫委員	8番	山内喜一委員
9番	深谷宏光委員	10番	早津和一委員
11番	山本繁夫委員	14番	齋藤茂委員
15番	塩田一也委員	16番	秋元幸一委員
19番	矢野正則委員		

欠席農業委員(なし)

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について

### 4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副 主 査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

## ◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

定刻前ではございますが、おそろいですので始めさせていただきたいと思えます。

東北地方の南部も梅雨入りしてから3週間ということで毎日のようにぐずついた天気が続いております。そんな状況でもあり、農作物の管理にもご苦労されているものと思えますが、そのようなご多用の中、本日は総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、ただいまより令和2年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が3件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が2件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が10件、農地法第2条第1項に規定する農地の判断が46件、合わせて62件をご審議いただきます。

なお、本総会の対応は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、先月の総会に引き続きまして、出席委員を減じて開催するものであります。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

---

## ◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、梅雨空の中、お集まりいただきありがとうございます。

今年は総会に関して、新型コロナウイルスの感染防止ということで、委員を減じて開催していますが、そろそろ全員で集まればと思っています。

それから、先日皆さんに報告ということで行っているかと思いますが、管内で農地の又貸し案件があり、その件に関してきちんとしなさいよという指導をしております。利用権設定がされている農地で、きちんと承認されたものに対して被設定人が自ら耕作していない場合には、きちんと対応していただくということですので、皆さんの周りにも同様の案件がないか、しっかりと見て行ってほしいと思えます。

本日は、62件のご審議ということで、よろしく願いします。

---

## ◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、11番、山本繁夫委員、14番、齋藤茂委員の両名を指名いたします。

---

◎議案第1号

会 長 議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (真船主任主査) それでは、3ページをご覧ください。

【その1からその3朗読】

以上、その1からその3までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願ひます。

事 務 局 (真船主任主査) その1について、地区担当、樋口農業委員、鈴木推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る6月13日に譲渡人、譲受人に申請内容について電話で確認し、6月14日に樋口農業委員、鈴木推進委員で現地調査を行いました。双方とも申請内容について間違いのないということです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も支障ないということです。

皆様のご審議のほどよろしく願ひいたします。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） その2について、地区担当、深谷農業委員、穂積推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る6月20日に譲渡人、譲受人、代理人の行政書士現地立合いの下、現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いないとのことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も支障ないということです。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） その3について、地区担当、山内農業委員、市川推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る6月14日に譲渡人、譲受人現地立合いの下、現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いないとのことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も支障ないということです。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

5ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、6ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） 4条その1につきまして、高久推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局より説明いたします。

今回の申請につきましては、6月17日に北野委員と現地調査を行いました。申請人には、6月17日に申請内容について電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いのないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことであります。皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

11ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、12ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様の審議のほどよろしく願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） 5条その1について、鈴木滋夫推進委員より現地調査の結果を承りましたので、事務局より説明いたします。

今回の申請について、6月22日に橋本委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人の代理人が現地で立合い聞き取りを行った結果、申請内容について間違いのないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方の審議のほどよろしく願いいいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、17ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、宅地進行化区域内農地の要件を満たしており、第3

種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局（大崎主幹兼次長兼係長） 5条その2につきまして、鈴木滋夫推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局より説明いたします。

今回の申請について、6月22日に橋本委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人、双方の代理人である行政書士が現地で立合い、聞き取りを行った結果、申請内容について間違いを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

22ページをご覧ください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和2年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第10号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第10号について、原案のとおり

承認いたします。

---

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地の判断についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、27ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かについて、19経営第7907号農林水産省経営局長通知に基づき審議するものとする。令和2年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦副主査） それでは、農地・非農地判断対象地リストをご覧ください。

この件につきましては、令和2年第4回総会において事務局より経過説明を行い、採決の結果、実施することが決定したところであります。

その後、第5回総会にて実施方法を協議した後、今月、地区担当委員に非農地判断における現況確認調査を実施していただきました。お忙しいところありがとうございました。その結果をリスト右側、農地・非農地の判断結果に記載してあります。

今回の判断対象は全46筆、面積は合計で17.5ヘクタールです。うち農地と判断したものは1筆、非農地と判断したものは45筆でございます。

ご承認をいただければ、所有者へ非農地通知書を送付し、一覧表を法務局などの関係機関へ情報提供することといたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について、皆様よりご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 意見がないようですので、お諮りします。

本件について、農地・非農地の判断対象地リストのとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



会 長 異議がないようですので、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局のほうよりお願いします。

事務局長 それでは、事務局よりご報告をさせていただきます。

まず1点目でございます。

農地パトロールの実施要領についてでございます。農地法第4章の規定に基づき農業委員会が行う遊休農地に関する措置等の対応に併せて行う農地パトロールについて、今年度の実施要領が策定されましたのでお手元に配付してございます。

つきましては、趣旨をご理解をいただき、遊休農地の発生防止や解消対策、産業廃棄物等の不法投棄防止活動など、農地の有効活用に向けた取組に引き続きご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、2点目は、農業保険への加入推進に向けた協力をお願いでございます。こちらもお手元に資料をご用意させていただきました。

ご承知のように、農業保険は自然災害の影響を受けやすい農業経営にとりまして、そのリスクを抑えることのできる有効な公的制度となっております。今般、加入推進に向けた協力の依頼がありましたことから、委員の皆様におかれましても情報のご提供などにつき、ご協力をいただければと思っております。

続きまして、3点目でございますが、先にお送りをさせていただいております活動記録簿の件でございます。

活動記録簿は、委員各位の活動実績を集約し、これを県の農業会議へ報告するとともに、農業会議からさらに全国農業会議所に報告されるものとなります。今後も引き続き、四半期ごとにご記入、ご提出をお願いすることになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、第1四半期分の提出が、まだお済みでない委員さんがいらっしゃいましたら、恐れ入りますが事務局まで後日ご提出いただければ幸いです。

最後に、次回総会の日程でございます。次回は7月31日金曜日、午後2時より開催いたし

ます。会場につきましては、追って通知を差し上げたいと思います。

なお、4月、5月、そして今日の6月と、これまで3回にわたり新型コロナウイルスの予防対策ということで、出席委員数を減らして総会を開催してきました。幸い、緊急事態宣言の解除後本県は小康状態でございます。また、ここに来て感染拡大が見られる東京都におきましても、再警戒が必要とは言いつつも独自の目安となる判断の目安となる、東京アラートの解除とともに各種の休業要請も、解除しております。さらに、国で示していますイベント等を開催する場合の、人数制限基準も8月から緩和される見通しとなっております。

こうしたことから来月の総会、7月からは平常時の形に戻して開催したいと考えておりますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

連絡事項等につきましては以上であります。

会 長 各委員さんよりご意見等、そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和2年第6回白河市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 2時36分)